

電子複合機による複写サービス業務に係る仕様書

1 契約件名

電子複合機による複写サービス業務

2 設置台数及び設置場所

- (1) 設置台数 カラー複合機 2 台
- (2) 設置場所 山口市大手町 9-1-1 山口県自治会館 4 階
山口県後期高齢者医療広域連合事務局

3 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（60 箇月）

※地方自治法第 234 条の 3 及び山口県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づく長期継続契約とする。ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

4 複合機の個別仕様

別紙 1、2 のとおり

5 複写サービス料金

- (1) 料金は、モノクロ・カラーのそれぞれ 1 枚あたり単価に 1 箇月の複写枚数を乗じた額の合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。
なお、料金には、以下の費用を含むものとする。
 - ・複合機の搬入及び設置料
 - ・PC 端末（31 台）との接続・設定
 - ・複合機本体及び関係機器（オプション等）に係る費用
 - ・トナー等の部品代及びその交換費用
 - ・複合機定期保守点検料
 - ・複合機の故障時における派遣等の全費用
- (2) 月間最低複写サービス料金又は月間基本複写サービス料金の設定は行わない。

6 複合機の保守等

- (1) 複合機を常時正常な状態で使用できるように、技術員を設置場所に適宜派遣して複合機の点検、調整等を行うこと。
- (2) 故障が発生した場合等は通知を受けた後、1 時間以内に修理に着手すること。
- (3) 作業の実施は、原則として本広域連合の業務時間内に行うものとする。

7 機器の設置時期等

- (1) 機器は、令和 5 年 4 月 1 日に正常に稼働できるように設置しなければならない。また、契約期間終了後は速やかに撤去するものとし、その費用を負担すること。
- (2) 新機器と旧機器の入れ替え作業をスムーズに行うため、旧機器の設置業者と連携し責任を持って入れ替えを行うこと。

8 入札書記載金額等

- (1) モノクロ・カラーそれぞれの1枚あたり単価に1箇月あたりの平均使用枚数を乗じた額の合計金額とする。
- (2) 入札書には、消費税及び地方消費税抜きの合計金額を記載のこと。
- (3) 「1箇月あたりの平均使用枚数」は下記のとおりとする。ただし、当該枚数は算定基準であり、契約締結後における1箇月の使用枚数を保証するものではない。
「1箇月あたりの平均使用枚数」 (1号機、2号機合計)

モノクロ : 46,000枚
カラー : 6,000枚

9 その他

- (1) 「個人情報取扱特記事項 (別紙3)」を遵守すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、その都度協議の上、誠意をもって解決に努めるものとする。
- (3) 複写枚数の実績は、参考として次のとおりである。

《平均使用枚数》

単位：枚/月

平均枚数		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	5ヵ年平均
1号機	モノクロ	20,847	26,365	27,634	30,255	24,222	25,865
	カラー	1,951	3,859	4,691	6,234	5,684	4,484
2号機	モノクロ	19,961	21,617	20,664	21,451	20,042	20,747
	カラー	1,111	1,142	1,778	1,480	2,319	1,566
合計	モノクロ	40,807	47,982	48,297	51,706	44,264	46,611
	カラー	3,061	5,000	6,469	7,714	8,003	6,049

《最多・最少使用枚数》

単位：枚/月

		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	5ヵ年平均
モノクロ (2台合計)	最多使用枚数	64,817	84,241	71,099	110,983	65,139	79,256
	最少使用枚数	25,407	32,046	33,219	34,263	31,390	31,265
カラー (2台合計)	最多使用枚数	7,433	8,752	10,373	10,878	11,572	9,802
	最少使用枚数	1,331	1,748	3,024	2,777	3,211	2,418

※H30～R4年度 長期継続契約 (5年間)

※R4年度はR5年1月までの実績による

※上記は過去の実績に基づく数値で、契約締結後の実複写枚数は変動するものであり、上記枚数の実績を保証するものではない。

カラー複合機仕様書（1号機）

台数：1台

項目	性能	
規格	デジタルフルカラー複合機	
機能	コピー機能 プリンタ機能 スキャナー機能 ファックス機能 フィニッシャー機能	
基本性能	読取り解像度	600dpi×600dpi以上
	給紙方式・給紙容量	3段以上の給紙（A4ストック2,000枚以上） 手差しトレイ有り（100枚以上）
	原稿台	固定式
	対応用紙サイズ	はがき～A3
	メモリー容量	4GB以上
	ファーストコピータイム	カラー5.2秒以下、モノクロ4.1秒以下 程度
	自動両面同時原稿送り装置	自動両面同時読取可能、原稿積載枚数100枚程度
	排出速度	A4（カラー）50枚/分、（モノクロ）50枚/分 程度
	ステープル、パンチ機能	有り（2箇所止め） 排出等トレイ容量2,000枚以上（A4）
プリンタ機能	対応基本ソフト	Windows 11
	コスト削減	両面印刷が可能なこと。
	製本機能	集約印刷が可能なこと。
FAX機能	FAX転送機能	受信FAXは、サーバーレスにて直接PCへ転送が可能であること。
	自動両面同時原稿送り装置	送信の際、数種類の異なった原稿サイズでも、一括処理ができる機能を有すること。
	再送信機能	回線や送信先装置の問題で正常に送信できなかったときは、一定期間経過後に自動的に再送信できること。
	宛先件数	最大で300件の登録が可能なこと。
スキャナー機能	解像度	最大600dpiが可能なこと。
	ネットワーク機能	作業性を高める為、本体からネットワーク上のPCへ直接スキャナデータを送信可能なこと。
	データ形式	TIFF, JPEG, PDF, 高圧縮PDF（カラー時）
	高圧縮PDF	データ圧縮が可能なこと。
環境対応		国際エネルギースタープログラム適合
		「グリーン購入法」適合
その他	再生機は不可	
基準品	KONICA MINOLTA bizhub C550i	

※基準品と同等品 可
ただし、同等品の審査については、手続要領に準じて認定を受けること。

カラー複合機仕様書（2号機）

台数：1台

項 目		性 能
規格		デジタルフルカラー複合機
機能		コピー機能 プリンタ機能
基本 性能	読取り解像度	600dpi×600dpi以上
	給紙方式・給紙容量	3段以上の給紙（A4ストック2,000枚以上） 手差しトレイ有り（100枚以上）
	原稿台	固定式
	対応用紙サイズ	はがき～A3
	メモリー容量	4GB以上
	ファーストコピータイム	カラー5.7秒以下、モノクロ4.7秒以下 程度
	自動両面同時原稿送り装置	自動両面同時読取可能、原稿積載枚数100枚程度
	排出速度	A4（カラー）40枚／分、（モノクロ）40枚／分 程度
プ リ ン タ 機 能	対応基本ソフト	Windows 11
	コスト削減	両面印刷が可能なこと。
	製本機能	集約印刷が可能なこと。
環 境 対 応		国際エネルギースタープログラム適合
		「グリーン購入法」適合
そ の 他		再生機は不可
基 準 品		KONICA MINOLTA bizhub C450i

※基準品と同等品 可
ただし、同等品の審査については、手続要領に準じて認定を受けること。

別紙3

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。